

～成年後見制度推進マニュアル作成委員会～
第2回 社会福祉協議会法人後見マニュアル作成部会 概要

日時 平成23年10月14日(金)15時15分～17時20分

場所 千葉県社会福祉センター3階会議室

出席者 委員 11名(代理出席 1名)
事務局 県社協 4名 合計15名

概況：1 開会

2 議題

- (1) マニュアルに盛り込む項目について
- (2) 成年後見制度の現状と法人後見の必要性について
- (3) 社会福祉協議会による法人後見の基本的考え方について
- (4) 法人後見に必要な体制の整備について

3 閉会

記録

- ・ 本議事録は公開する了承を得ています。
- ・ 氏名については敬称略とさせていただきます。

1 開会

(事務局 佐野)

第2回 社会福祉協議会法人後見マニュアル作成部会を開会いたします。

【議事概要】

2 議題

(1) マニュアルに盛り込む項目について

(新井部会長)

この部会は社協の法人後見マニュアルを作成することが目的である。最初にマニュアルに盛り込む項目の確認を行い内容に移る。委員数名から資料提供していただいたので、それぞれの立場から意見を出してもらいながら、マニュアルについて検討をすすめていきたいと思う。まずは社会福祉協議会法人後見マニュアルもくじ(H23.10.14案)があるので、事務局の説明を求める。

(事務局 佐野)

資料「もくじ(H23.10.14案)」に基づき説明

(新井部会長)

「もくじ」どおりにはならなくても良いから、意見を出して欲しい。**3 法人後見に必要な体制の整備**と**4 法人後見の実務**は社協のことだと思うが、社会福祉協議会の法人後見であるので、抜けたままでよいか。形式的なことだが、例えば**3 社会福祉協議会における法人後見に必要な体制整備**としたほうが良くはないか。法人後見は色々な所がやっているので、このマニュアルは社協限定であると言うことを表すために入れてみたらどうか。いらなくなったら後で取ればよい。

(事務局 佐野)

了解しました。

(新井部会長)

1 成年後見制度の現状と法人後見の必要性には(1)~(4)まで4項目あるが、これは良いか。**2 社会福祉協議会による法人後見の基本的な考え方**には(1)~(5)まで5項目ある。いかがか。

(吉田委員)

2 社会福祉協議会による法人後見の基本的な考え方の(3)「受任対象者像」という表現が引っかかる。

(新井部会長)

これは受任ケースのことを示すのか、それとも社協のことを示すのかが曖昧であると言うことか。どうするか。「法人後見の対象者」としてはどうか。

(事務局 佐野)

了解しました。

(新井部会長)

3 法人後見に必要な体制の整備は(1)~(5)まで5項目あるが、いかがか。(5)は「県社協からの支援」でよいか。県ではないのか。また後で議論をしよう。**4 法人後見の実務**の4つの項目もこれでよいか。「もくじ」の項目を検討しつつ、とりあえずこれで進めることとする。

(2) 成年後見制度の現状と法人後見の必要性について

(新井部会長)

資料1 ページからの内容について、事務局から説明願いたい。

(事務局 佐野)

1 成年後見制度の現状と法人後見の必要性 (1)~(4)の資料に基づき説明

(齋藤委員)

資料2 は最高裁の統計をまとめたものなので出典は不要ではないか。

(新井部会長)

マニュアルの最初の部分なので、全体のアウトルックを捉えることが目的にした方がよい。6~8 ページは各論に入りすぎている。例えば公費受入れ金額や財源別の報酬金額はもっと後の部分で良いと思う。ここは、なぜ社協が法人後見に取り組むのか必要性がわかれば良いと思う。

(齋藤委員)

部会長の指摘に賛同する。**3 法人後見に必要な体制の整備**で、参考として触れる程度で良いと思う。県社協が本マニュアルと同時並行で作成中の「成年後見制度市町村長申立推進マニュアル」の方は最初の部分で、成年後見制度の概要を入れることになっている。行政担当、社協職員といえども成年後見制度を知らないことが多いので、両方のマニュアルの体裁をそろえて、こちらも概略を入れたらどうか。

(新井部会長)

それは何ページくらいのボリュームか。

(高田班長)

9 ページです。本会発行の「成年後見制度利用の手引き」から一部引用しています。

(新井部会長)

それを最初に入れるか。成年後見制度とはこうであると。

(福田副部会長)

そんなに多くのページを割かなくても良いから、冒頭に入れたらどうか。

(新井部会長)

そのようにしよう。2つのマニュアルの最初に成年後見の概要を入れるようにしよう。

(高田班長)

概要はボリュームを抑えて入れるようにします。

(新井部会長)

では、**1 成年後見制度の現状と法人後見の必要性**の前に「成年後見制度の概要」を入れる。「序論」、「導き」あるいは「誘い」とするか、言葉は事務局に任せる。

1 成年後見制度の現状と法人後見の必要性の部分の各論は割愛ではなく後にした方がよい。ここは全体的な流れが見えたほうがよいと思う。例えば5ページの実施社協数について、千葉県は3ヶ所になっており、平均的な数のように見える。しかし当然、他都道府県とは人口が異なり、人口比にすると少ないのではないか。そのような分析があってもよい。要するに千葉県はもっと実施社協があって良いという分析を入れるのはどうか。

(鈴木委員)

7ページの「後見報酬」について、後見業務は委託事業で行っているものか。品川もそうか。

(齋藤委員)

品川は助成金としてもらっているが、全国的に見ると委託金としてもらっている所が多い。委託の中味は、制度全般の啓発促進から、法人後見の相談や受任も含めて委託としているようだ。中には首長申立の事務まで行っている所もある。品川の場合は制度普及は当然だが、社協として法人後見を実施するというスタンスなので、行政から委託は受けず助成を受けている。

(鈴木委員)

柏市は2年前から後見センターを設置し、市民後見人と法人後見の二本柱で委託という形でやろうとした。しかし、市民後見人の養成は市の事業として委託事業にできるが、法人後見は社協が主体となっていく事業なので委託には馴染まないのではないかという議論があり、結論がでていない。

(齋藤委員)

細かく分けるとその通りだと思う。

(新井部会長)

その点は後で議論しよう。

(椎名委員代理 佐川室長)

実際に今後高齢化が進んでいき、利用者がどのように増えていく見込みがあるのか、理由付けがあった方が、成年後見制度の体制整備について必要性がわかると思う。

(新井部会長)

要保護者の数の動向はあった方がよい。それに対して成年後見の利用者がこの程度で、日常生活自立支援事業の利用者がこの位というもので、総じて必要性がわかるようなものにしたほうが良いかも知れない。

(事務局 佐野)

「第2次成年後見制度研究委員会報告書」の36ページに、当該資料を載せています。

(新井部会長)

それをコンパクトにして記載してほしい。

(福田副部会長)

1 成年後見制度の現状と法人後見の必要性 の(2)に「日常生活自立支援事業と成年後見制度の関係」という記載がある。さらに4 法人後見の実務 にも(3)「日常生活自立支援事業との関係」という記載がある。利用者が後見制度を利用した場合のことや並行利用のことを述べるつもりだろうが、同じようなタイトルでは混乱が生じるので整理をするか、タイトルを変えた方がよい。例えば1 成年後見制度の現状と法人後見の必要性 の(2)を「日常生活自立支援事業と成年後見制度の相違点」といった記載にするとか、4 法人後見の実務 の(3)を「日常生活自立支援事業の利用者が成年後見制度を利用した場合」という記載にする等、タイトルを具体的にした方がよい。

また、6ページの上の表がわかりにくい。全体の内訳がこれだけだということであるが、法人後見の内訳についてはダブルカウントしているようなのでわかりにくい。10ページに「受任対象者像」が記載されているが、～ のいずれか、あるいは重複して該当したものであろうが、注記が必要だと思う。

(新井部会長)

そこは事務局に工夫をして欲しい。

(杉本委員)

誤植だと思うが、5ページの下から4行目、2010年ではなく2011年ではないか。

(竹之内委員)

4ページ目の資料4に解約者の累計があるが、そのうち成年後見制度が必要になったケースの数や割合が明記してあれば、日常生活自立支援事業の契約能力を無くした後にも連続した支援が必要であるということがわかる。さらに、10ページの「受任対象者像」のとの絡みでもわかりやすいと思う。

(新井部会長)

そこも可能であれば調べてほしい。ここはまた後で確認をしたいと思う。

(3) 社会福祉協議会による法人後見の基本的な考え方について

(新井部会長)

ここではまず事務局から説明を受け、いろいろ資料を用意してもらっているので、それぞれから説明をしてもらおう。

(事務局 佐野)

2 社会福祉協議会による法人後見の基本的な考え方 (1)～(5)の資料に基づき説明

(新井部会長)

各社協から資料を提供してもらっているので説明をしてもらって、今の事務局案について意見を出してもらいたい。

(齋藤委員)

法人後見の基本的な考え方は、このままで良いと思っている。品川は法人後見の実施にあたり、行政と社協の仕組みを作っている。地域で後見ニーズが発見されると、そのケースについてのケース会議が開催される、ケース会議の結果を受けて首長申立や候補者の決定、運営委員会に諮る、実際に申立をすることになっている。気になったのは現在作成中の「成年後見制度市町村長申立推進マニュアル」との関係で、これからは後見実施機関がセットになるべきという意見を出した。法人後見の各論だけではなく、後見実施機関になりうる社協やNPO法人等と行政との関係を、きちっとどこかに書いておかないと、地域における後見ニーズの対応関係がわからなくなるので、そこを詰める必要がある。個別内容については、老人福祉法第32条の2を意識しているので良いと思ったが、行政と社協の関係、後見制度活用の仕組み、この辺を上手くできれば良いと思う。島根県社協が出しているマニュアルが参考になる。行政と社協には、成年後見制度についてどのような役割が求められているかを関係図にしてある。行政は介護保険・障害者自立支援法や老人福祉法を根拠とした役割があり、社協は日常生活自立支援事業や小規模単位での見守りという役割がある。成年後見制度の初期的相談窓口として、連携をしている。そのようなことを踏まえて、行政と社協は関係し、法人後見の存在が位置づけられている。そうすれば各自治体や社協の規模に応じて展開しやすいと思う。この関係性を入れなければ、今の内容でマニュアルを作成しても、有効利用がされないと思う。

老人福祉法第32条の2によると、今後行政は市民後見人の育成活用に努めることとされているが、12ページの(5)「市民後見人との関係について」の大学やNPO法人等で養成した市民後見人のバックアップを入れたというのは画期的だと思う。

(新井部会長)

この意見について、他にあるか。

(長谷川委員)

行政との関係は、行政の特色もあるので一概に言えないが、行政とどう役割分担をして、被っているところをどのように認識するかということが難しい。ぜひ入れて欲しいと思う。

(齋藤委員)

行政は、例えば高齢者は介護保険制度や虐待防止法、障害者は自立支援法や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等、行政が関わる成年後見にはこれだけの法的裏づけがあるのに、なぜ首長申立をしないのか、なぜ権利侵害をされているケースを結び付けないのか、ということを確認してもらいたい意味もある。社協の役割の確認という意味もある。個別で役割を書いていくと、お互いの公的役割を自覚できないと思う。

(新井部会長)

私もそう思う。千葉市はいかがか。

(根岸委員)

千葉市社協がちば権利擁護センターとして活動を開始したのは、平成15年4月1日。日常生活自立支援事業が政令市特例で実施機関となった。平成18年に市から法人後見をやってほしいということになり、日常生活自立支援事業の専門員も1名増員となり、19年度から受任することになった。平成22年4月に法人後見業務に加えて、成年後見制度の啓発や市民後見人の養成を委託され、千葉市成年後見支援センターと名称を変更した。法人後見はこれまでに14件受任し、現在10件担当している。実施体制はセンター職員合計10名の内、法人後見業務の事務職員2名と専門員3名で担当。センター業務は制度の普及啓発に法律相談も含む相談、法人後見、市民後見人の育成、日常生活自立支援事業と生活福祉資金が入っている。パーティションで区切った相談室があるが、来年度は個室確保で改善の予定。公用車は2台あるが不足しており、本部から1台借りている。また、夜間・休日の緊急連絡用として、携帯電話を用意しており、3名の職員が1週間ごとに交替して携帯している。

これまでは日常生活自立支援事業の専門員が兼務していたため、市長申立に限り比較的平易なもののみに対応していたが、今後は市民後見人養成研修を終了した方を支援員として主体になってもらい、職員が指揮監督をするようにして、市長申立てに限らず多くのケースの受任を目指している。

法人後見受任方針は担当案の段階だが、市民後見人養成研修の修了者が中心となることを想定し、日常的な金銭管理が中心である方、親族や近隣住民等と紛争が無いこと。

重度障害など身上監護に専門性を有しないこと、虐待を受けていないこと、債務整理が必要でないこととしているが、特に今後の社協は資力が乏しく後見報酬の負担が難しいと考えられるケース、年齢が若い障害者等後見を行う期間が長くなることが見込めるケース等を受任方針として考えている。受任までの流れは、ケース検討会への参加、対象案件について調査、法人後見業務審査会への諮問、市への回答、市長申立、審判後業務開始となる。今後、市長申立以外の受任を考えているが、どのように受け入れていくかを協議している。

(新井部会長)

根岸委員の説明に質問はあるか。

(長谷川委員)

今まで法人後見業務審査会に諮って、否決したケースがあるか。

(根岸委員)

自分が担当してからはないが、実は福田副部会長に審査会委員をしていただいているが、いかがか。

(福田副部会長)

審査会上がったものではないが、その前提ではあるようである。

(長谷川委員)

ある程度審査会の前にしばっているということか。市から助成を貰っているため、NOと言にくいようなことはないか。

(根岸委員)

それはない。きちんと支援が出来るケースでなければ引き受けられない。今年度、ちょっと無理をして在宅の後見ケースを受任したが、非常に大変になった。市の依頼を素直に引き受けるのは難しいと、改めて確認した。

(長谷川委員)

審査会には市職員も参加して説明もあるのか。

(根岸委員)

それはない。

(長谷川委員)

参加があった方が良くと思うか。

(根岸委員)

資料を作成しているのは基本的に市職員。各区の全ての担当者が成年後見制度を十分理解して資料の作成をするには限界があると思うので、資料説明も含めて参加を求めた方が良いかと感じることもある。

(長谷川委員)

行政との協働という視点で、具体的にどのようなことをするのか。戸籍を集めるだけで良いのかということに結びつくので、質問をした。

(福田副部長)

10ページの(4) 成年後見制度市町村長申立についてのところの中段に「社協の法人後見は、・・・(中略)・・・行政が果たす役割と重なるものです。」とある。だからケース検討会議などのところから積極的に連携を取るべきということであるが、もう少し全面に出したほうが良いのかもかもしれない。

(齋藤委員)

品川も最初は行政と後見実施機関である社協との力関係・立ち居地を模索していた。普通に考えると行政の方が、お金と人事を握っているから強いのだが、成熟するにしたがって変わってきた。行政が法人後見を実施する事はできず、あくまでも首長申立をするだけ、虐待ケースへの対応くらいしかできない。社協は法人後見で自分達の役割を果たすようにしたら、2年程度で対等な立場になってきた。それどころか、ケース会議の進行や必要書類のチェックを後見実施機関の社協が行うようにまでなった。社協が行政の作成した書類について「ここはどうなっているのか」「これはまだ調べていないのか」などとフランクに話している。そういうケース会議だ。行政は公用請求もできるし、地域の実情を把握しなければならない責任がある。その情報を後見実施機関がきちんと踏まえて支援をしなければならないし、蓄積をしていく。行政職員は定期的に異動してしまうために、社協の方が情報を持っていることになる。成年後見制度については行政との関係はそれぞれの役割をきちんと明確にして位置づけること、それぞれの役割を意識して工夫をする事が重要だ。世田谷でも大阪市でも横浜市でも、それぞれの役割を理解して工夫している。品川も行政の理解があるので上手くいっている。実は候補者も成年後見センターで決めている。弁護士や司法書士も当初は拳がったが、今は困難ケースは社協というようになってきた。

だからこのマニュアルには行政との関係をしっかり踏まえて、2～3年後には地域の社会資源を取りこんだイメージができるように、そこを目指しているつもりで書いてもらいたい。情報収集に先の見込みを入れて欲しい。これから本当に地域のために法人後見を行うのであれば、役割分担を前提としたマニュアルを明確にして欲しい。社協も資力の無いケースだけではなく、専門職だけでは不安というケースにも積極的に主体的に取り組んでもらいたい。

(新井部会長)

それは行政との関係のところに入れるか。対象者は一応この様になっているが、一定の期間を経たら見直すべきと書き加えるか。これだと固定してしまいそうである。これもまた後で検討しよう。今の齋藤委員の意見は貴重な意見であるので、具体的にどこに書き込むか、**4 法人後見の実務**の(4)「行政施策との関係」のところか、対象者のところかを検討しよう。柏市はいかがか。社協から話を聞かせてほしい。

(竹之内委員)

平成21年に柏市主導の市民後見人制度の検討会が5回ほどあった。その報告書の中に成年後見制度を効果的に活用できるシステム作り、ニーズに対する専門家が不足していること、市民後見人の必要性を挙げた。効果的なシステム作りには成年後見センターが必要で委託先は社協が相応しいのではないかということになった。社協は法人後見を受任しながら、経験をつみ、市民後見人を養成し、非常勤的職員として雇い入れ研修を重ね、将来的には卒業をして、市民後見人として一人立ちを目指してもらおうとして、センター業務を昨年8月から運営をしている。

センター業務は法人後見業務、相談、申立の助言支援、普及啓発、関係機関との連絡調整を行っている。相談件数は昨年8月からで117件、今年は8月までで121件と増加していてニーズの高まりが伺える。職員体制は2名。しかし自分は日常生活自立支援事業と地域づくりも兼務している。そのため、他の職員にも手伝ってもらっている。受任件数は5件、内市長申立4件、本人申立1件。受任を始めて1年で、やっと報告と報酬の付与の申立をしたばかり。現在も1件受任の問合せが来ており、今年は受任6～7件になる見込み。柏市社協後見センター運営要綱の第7条で適時、後見受任調整会議を開催している。参加者は社協と行政、法律の専門家に助言者として参加いただいている。ここで問題点の洗い出し、解決方法の検討、受任した場合の後見活動の方針決定を協議し、受任の可否を決めている。否決はまだない。

対象要件は昨年度、県社協が作成した「第2次成年後見制度研究委員会報告書」を基にしている。対象には市長申立以外も含めており、日常生活自立支援事業利用者はまだいない。紛争性はないが、家族支援が受けられないケースばかりである。債務整理のケースがあり、実際にやってみたが、やれるものかどうかかわからずと感したが、専門家の助言を受けながら、やっていけるものだと感じた。今後市民後見人が動きだした時に、社協がどのように助言をしていったら良いのかを考えながら、経験を重ねていきたい。

行政施策との関係も必要だと思うが、専門機関との連携も非常に大切だと思っている。前年度の同報告書には行政の記載はあったが、社協の法人後見にあたって専門機関との連携も図っているような地域があれば知りたい。

(鈴木委員)

センター設置までの経緯は、今、竹之内委員が説明したとおりである。柏市社協が市民後見人を養成する場合は、法人後見の中で実績を積んでもらったほうが良いと考え、後見

センターを設置して、そのセンターは日常生活自立支援事業の実績がある社協の運営が良いと結論をつけたが、2年越しでも十分な予算獲得に至らず、今は法人後見だけをお願いしているので、市民後見人の養成について行政にも課題が残っている。市長申立＝実績のように捉えられがちだが、柏市は昨年市長申立15件、一昨年は12件、今年度上半期で申立と書類作成が16件、かなり伸びてきている。

行政と法人後見を行う社協との連携や住み分けについては、柏市は市長申立の適否や後見人候補者選定は行政の中で上司も入り担当部署だけで行っている。

(長谷川委員)

行政と社協が連携しあっている典型例だと思う。今後柏市社協は100ケース単位で受任することになると思う。柏市は認知症高齢者だけでニーズが3,000人～8,000人位あるだろうと想定されている。そこに後見人がどの位つくかを絞り込んでいくと思うが、そのニーズにサービスをきちんと入れるためには、予算を獲得して受け皿作りをする必要性を感じている。

(牧野委員)

浦安社協で法人後見を始めることになった経緯は、平成16年に日常生活自立支援事業の利用者の判断能力が低下し、成年後見制度への移行を考えたことがきっかけである。当時、千葉県弁護士会京葉支部の成年後見制度プロジェクトチームに相談しながら、平成20年4月1日にセンター立ち上げとなった。

センターの業務は成年後見制度だけではなく、心配ごと相談事業等も行っている。その中で成年後見制度の利用相談もあり、月1回制度利用や相続・遺言のための弁護士相談なども行っている。日常生活自立支援事業の相談も受けている。市役所へ電話で成年後見関係の相談が入ると、社協に繋いでくるような仕組みになっている。また、パンフレットを配布した金融機関を経由して、一般市民からも相談が入るようになってきた。

現在、法人後見は後見類型で3件受任。対象者は社協法人後見事業実施要綱の5条に、浦安市民で住民税の非課税者又は同等の者、資産状況を勘案しても生計維持が難しい者、市長申立で支援を受けられるような身寄りがなく、更に日常生活自立支援事業の利用者であるとなっている。

体制は実質専門員5人、組織図は中心となる「成年後見・生活支援センター」から3名と、あんしんサポート係から2名の計5名で対応している。あんしんサポート係は他に生活福祉資金貸付事業、民協事務局や保護司連絡協議会の事務局を兼務している。市内には10箇所の支部社協があるが、その中で3支部の担当もある。

平成18年度から年1回成年後見制度の啓発を目的とした講演会やイベントの実施、また、老人クラブや支部社協、高齢者サロンなどで出前講座も行っている。

法人後見受任の流れについては、2～3ヶ月に1度程度、市の地域包括支援センターの職員と、本センター職員で勉強会を行っているが、その場で事例協議となり、それから内々に地域包括支援センターと社協で法人後見の受任について協議をし、受任の方向性が出たら市担当課に持って行くようになっている。

社協の成年後見運営審査会は規定上、弁護士、民生委員や行政機関等7名の委員であるが、市から「市長申立ケースの受任を依頼するのに市職員が入っているのは適切性を欠く恐れがある」との指摘があり、市職員には委嘱せず5名である。現在、市職員はケース説明のために、オブザーバーとして市長申立てする担当課の課長に出席してもらっている。

マニュアルに対する意見としては、行政と社協の関係についてはまとめてもらったほうが良いと思う。

(杉本委員)

行政と社協の連携についてだが、社協の法人後見は市長申立が切り口となっているので、10ページの(4)「行政施策との関係」の部分は強調しなければならないと思う。

(新井部会長)

9ページの「2 社会福祉協議会による法人後見の基本的な考え方」の(2)には「第三者後見を受任している弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職後見人」と記載されている。杉本委員は行政書士であり、税理士会も成年後見に対する動きがあるようであるが、弁護士、司法書士、社会福祉士等で大丈夫か。変更が必要か。ここで結論を出す必要はないかもしれないが。

(齋藤委員)

品川には「ライフサポート東京」という行政書士や社会保険労務士等の専門家が組織した成年後見制度に関するNPO法人があり、当方から20数件受任依頼をしたことがある。品川は司法書士で構成される「リーガルサポート東京支部」と、このNPO法人や行政書士が多く、社会福祉士で構成される「ぱあとなあ東京」は本部を通すために件数が少なくなっている。

(杉本委員)

本文に行政書士を入れるかどうかということは、私個人的にはまだ早いと思う。行政書士といっても各県単位の指導の下にいる団体と、各地域で任意でNPO法人で行っている団体があり、分けしにくい。そこで全国組織として「コスモス成年後見サポートセンター」を立ち上げたが、浸透するまで時間がかかる。最高裁の資料でも行政書士はその他のくくりである。もう少し認知されてからが良いと思う。

(鈴木委員)

柏市の実績として今年度上半期16件の内5件は、行政書士会東葛支部に引き受けてもらっている。

(新井部会長)

そのような情報も踏まえて、事務局で検討するように。
柏市の方で大学との連携と触れていたように思うが、いかがか。

(竹之内委員)

東京大学が実施する市民後見人養成講座を受講した人が、我孫子市に事務局を構え「東葛市民後見人の会」といった名称で立ち上げた。今年度、我孫子市長申立を1件受任するという話がある。

(吉田委員)

社会福祉士会の「ぱあとなあ千葉」には家裁から困難事例・お金が無い事例の依頼が多く、断ったこともある。家裁に差し戻した場合はどうなるのかと心配をしていたが、そのようなケースを社協が法人後見で対応してくれるようになれば良いと思った。

また、地域包括支援センターが調査をして、どのように結び付けていくのかということだが、地域包括や市町村から直接受任依頼の要請もあるが、地域包括や行政職員が後見制度をきちんと理解していないこともあり、制度説明から始めなければならないこともある。市町村や地域によって、格差が激しいと思っていた。そこで各社協が法人後見を立ち上げてくれればありがたいと思っている。

(長谷川委員)

成年後見制度に携わる人は、謙虚な気持ちが大事。他人の気持ちを預かる仕事である。団体によっては、就職活動のように積極的に動いているところもあるようだ。積極的に動いてくれるのは素晴らしいが、不安なところもある。自戒を含め、関係者も実績と経験に基づいて、候補者の選任をしてもらいたいと思っている。

(吉田委員)

家裁の書記官や調査官が研修会などのときに、「後見を引き受けるということは、非常に困難なことを引き受けるということなので、相当な覚悟が必要だ」とは言っているが。

(新井部会長)

長期の研修を受けた市民の中には、そのことでかえって自信過剰になってしまう方もいるかもしれない。しかし、大切な資源であるので関係者が上手く誘導していく必要があるのだろう。

(齋藤委員)

好意的に捉えれば志が高い人がいる。その一部がやみくもに走り出してしまっているのかもしれない。ただ、圧倒的に需要が高まり、対応が取れなくなっている中でも自腹を切って養成講座に通い、その多くの人は自分の住んでいる地域に何らかの形で地域貢献をしたいと思っている。そのような人がたくさん集まっているというのは、良い地域であり、後見の人的資源が豊富ということでもある。この人たちを上手く活用できるような仕組みを、地域の中で作っていったらと思う。地域の中で被後見人とのコミュニケーションを図ることも実は困難な事だ。社協が後見実施機関としてしっかりと名乗りを上げて、地域の社会資源をしっかりとネットワークを作り、目指すところを共感していける体制を構築していったらと思う。

(長谷川委員)

長期間の養成講座の受講者のレベルがとても高いことはよくわかっているが、熱心なあまり一部の人先走ってしまうと、逆に離れていってしまうこともあるだろう。その問題を解決してぜひ一緒にやっていきたいと思う。

(福田副部会長)

弁護士会では、後見受任について一步引く人も中にはいる。やりたいという人がいるというのは大変大きなことだと思う。ノウハウの問題もあるだろうから、ここから先は社協が市民後見人を育て、市民後見人が初めて受任するような場合は社協が監督人に就任できるとアピールして、家裁にも働きかけができるようになれば、市民後見人が安心して活躍できるのではないかなと思う。

地域包括支援センターが関わっている高齢者事案には虐待事案があると思う。虐待事案については親族申立や受任が期待できないので、市長申立で社会福祉士等の第三者後見人

の受任となることがある。虐待事案は外せないだろうと思う。高齢者虐待防止法と来年10月に施行される障害者虐待防止法という法的根拠もあるので、市長申立とセットになって社協が受任する必要性を強調して良いと思う。

(5) その他

(新井部会長)

本日は(4)法人後見に必要な体制の整備まで進む予定であったが、時間が来てしまったので、次回とする。次回は11月15日(火)である。その次の12月20日(火)で意見の集約をしたい。

最終回は1月19日に開催したいと思うが、いかがか。意見がなければこれで終わる。

3 閉会

(高田班長)

次回、第3回の部会は11月15日(火)13時~15時 3階会議室で開催します。

5回目となる最終回は、「成年後見制度市町村長申立推進マニュアル作成部会」との合同開催となり、平成24年1月19日(木)13時~15時 4階会議室で開催します。

本日はお忙しいところ御出席いただきありがとうございました。